

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 商標ライセンス契約の必要的記載事項

日本企業が中国の子会社等に中国で登録した商標をライセンスし、使用料を取得する取引は、古くから行われてきました。商標のライセンスに係る契約は、認可取得を要する契約ではなく、原則として当事者が自由にその内容を合意すれば契約は成立し、効力を生じます。しかし、他方で、使用料の外国為替支払の規制規範等の関係で商標局に当該契約を届け出て登録しないと、使用料の支払手続を継続的に処理することに支障が生ずるおそれもあります。今回は、商標ライセンス契約の商標局に対する届出手続処理との関係で、当該契約の内容規制について考察してみたいと思います。

Q: 当社 (A 社) は、中国の縫製会社 B 社に対してこれまでいわゆる OEM 及び ODM の方式でアパレル製品の製造委託をし、製品を全量買い取り、日本で顧客に販売してきました。この度、B 社から当社ブランドの製品を中国国内で販売したいという申入れがあり、当社は、この取引を前向きに検討しています。B 社が独自に当社ブランドで製品を販売することから、当社は、B 社から当社の中国での登録商標の使用料として中国国内売上高に対して 3% 程度のロイヤリティを取得することを検討しています。B 社は、商標ライセンス契約では、次のような事項を規定しないと、中国の商標局は契約の有効性を認めないと主張しています。

- ① 商標の標識の提供方法
- ② 登録商標を貼付した商品の品質に対する監督責任
- ③ 登録商標を貼付した商品に B 社の名称と住所を明記すること。

B 社の主張の意味がよく分からないのですが、中国では、商標ライセンス契約に規定しなければならない事項が決められており、当事者がこれに反する内容を合意することができないのでしょうか？

A: B 社は、中国の関連法規の規定や商標局の届出実務に照らして適切な主張をしています。その主張のうち、①は、合意事項として、商標標識の印刷・作成についてどのように処理するのかを適正に定めることが必要です。また、③については中国の強行法規の要請なので、その内容を簡潔に規定しておけば足ります。②については、A 社が例えば第三者に対して登録商標を貼付した商品の品質に対する監督責任を負うこと自体は、法定される責任で、ライセンサーとライセンシーとの間の契約によりこれを排除することができないので、A 社が法定される当該責任を負うことを規定した上で、ライセンサーとライセンシーとの間の対内的な関係、即ち、B 社が製造・販売した製品についてその品質の瑕疵により対外的に生じた損害の賠償責任を A 社と B 社がどのように分担するのかをできる限り明確に約定しておくことが肝要だと思います。

1 商標ライセンス契約の基本的な性質

商標ライセンス契約は、商標権者が有する登録商標の専用権に基づき、その使用を許諾する契約であり、私人の財産・権利の処分に係る契約として、中国においても契約自由の原則が適用されます。従って、その契約内容も、契約当事者がその自由な意思で合意することができるのが原則です。

2 商標局への届出登録制度

また、商標ライセンス契約は、ライセンサーが外国企業であるか否かにかかわらず、いわゆる認可 (契約の法的効力を完成させる政府機関等の一定の行政行為) により発効する契約ではないので、当事者が契約を締結すれば原則として成立・発効します。本ケースで B 社が説明する商標ライセンス契約の中国商標局への届出登録も、上記の意味での認可ではなく、契約の効力には無関係な政府等に対する通知・表示に該当します。「商標法」第 40 条第 3 項に基づく制度ですが、仮に届出登録を

しなかったとしても、上記のように、商標ライセンス契約の効力に影響はありませんし、また、行政処罰を科する根拠規定もなく、これを契約当事者に科することも法的にはできません。

他方で、外国為替管理規制との関係では、商標の使用許諾という無形資産の取引に係る外国為替については、外国為替指定銀行に対して、商標局が発行した「商標ライセンス契約の届出通知書」を提出することとされており、上記の届出登録をしないと、商標ライセンス料の外国為替送金手続の処理に支障が生ずる可能性があります。上記の外国為替管理規制は、取引の真実性の審査方式にかかわる規範ですので、他の方式で適正に真実性審査を受けて実施する商標ライセンス料の外国為替支払の効力が否定されたり、当該方式によったことが直ちに違法行為であるといった問題ではないと考える（この点は、異論もありえます。）のですが、本ケースでは、製品の売上高に応じて継続してロイヤリティの支払が予定されており、上記の規範に従い、商標ライセンス契約を商標局に届け出て「商標ライセンス契約の届出通知書」を取得しておく方が望ましいといえます。

3 商標ライセンス契約への必要的記載事項

商標ライセンス契約の商標局への届出登録については、「商標使用許諾契約届出弁法」という部門規則（省令レベルの規範）があり、その第6条において、商標ライセンス契約に規定すべき事項として、次の事項を規定しています。

- ① 使用を許諾する商標及びその登録番号
- ② 使用を許諾する商品範囲
- ③ 使用を許諾する期間
- ④ 使用を許諾する商標の標識の提供方法
- ⑤ ライセンシーが登録商標を使用する商品の品質についてライセンサーが監督を行う条項
- ⑥ ライセンサーが登録商標を使用する商品上にライセンシーの名称及び商品の産地を明記する条項

上記の部門規則は1997年8月1日に施行されたのですが、従前の実務においては、必ずしも厳格に運用されてきませんでした。上記の事項を欠く商標ライセンス契約も実際に届出登録がなされていました。しかし、近時、商標局は、上記の事項を含まない商標ライセンス契約の届出を受理しない傾向があるようです。更に、同局のホームページに記載されているのですが、商標ライセンス契約中の使用許諾の対象となる商品及びその範囲は、商標登録証の記載と一言一句同じでないといふと受理しない（例えば、商標登録証に「時計」と記載される場合に、契約で「腕時計」と記載した場合には商品範囲不一致として受理しない）といった扱いもあるようです。

4 必要的記載事項の列挙理由

「商標使用許諾契約届出弁法」第6条が定め、本ケースでB社が主張する商標ライセンス契約のいくつかの必要的記載事項について、その理由を検討します。

(1) 商標の標識の提供方法

中国では、商標の冒用を防止し、商標専用権を保護するため、「商標印刷作成管理弁法」が施行されています。同弁法第4条は、商標ライセンス契約を締結して他の人の登録商標を使用する場合において、ライセンシーが商標を印刷・作成するときは、商標ライセンス契約本文にその旨を明記することを定めています。この規範との関係で商標局が、届出に係る商標ライセンス契約中に、ライセンサーが商標標識をどのように処理するのか、ライセンシーに印刷・作成（印刷、プリント、打刻等、各種の表示方式を含みます。）を認めるのか等についてこれを明確に契約に定めることを要求するものです。

(2) 登録商標を貼付した商品の品質に対する監督責任

「商標法」第40条第1項は、登録商標のライセンサーはライセンシーが登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならないとし、商標の品質保証機能に関するライセンサーの責任（いわゆる品質監督責任）を法定しています。この品質監督責任は商標権者の固有の責任で、商品の品質責任を迫及する者（商品使用者等）は、当該商品に貼付された商標の商標権者を訴えることができます。しかし、当該責任と商品の生産者の責任との関係、責任の性質・範囲等については、未だ、実務上確定的な判断基準等はありません。当該事由は、上記のライセンサーの品質監督責任を商標ライセンス契約にも明記し、ライセンサーに責任主体としての意識を持たせて品質を向上・維持させるようにするとともに、契約当事者間で商品の品質責任をどのように分担するのかを予め定めて事後紛争が生じないようにすることを

要求するものだと思います。

- (3) 登録商標を貼付した商品にB社の名称と住所を明記すること。

この事項も「商標法」第40条第2項に規定される内容です。「製品品質法」第27条は、製品標識として「生産工場の名称及び住所」を明記することを強行規範として定めています。中国で生産・販売される各種の製品について、その生産者を明確にし、生産者としての品質責任を負わせることを目的とする規範です。この「製品品質法」の要請は、他人の登録商標を使用した商品についてもありますので、上記の「商標法」第40条第2項は、他人の登録商標を貼付する商品についても「製品品質法」第27条の適用が排除されないという当然の法的結果を確認する定めと考えることができます。上記の法適用から商標ライセンス契約においてもこのことを明確にしておくことを要求するものだと思います。

5 考察

商標ライセンス契約は、当事者が自由意思に従って締結することができる契約であるとしても、例えば、ライセンサーの品質監督責任等、第三者に対する法定責任は、当事者の契約によって排除することができませんし、商標権は指定商品・役務の範囲で生ずる権利であることから契約で許諾する商品の範囲は商標権の範囲の商品である必要がある等、当事者の自由意思によっても内容をコントロールすることができない事項も多々あります。しかし、契約により適用を排除することができない強行規範は、契約に規定しようとしまいと適用される規範ですし、商標登録証に記載される商品や役務の内容は、実際の事業において取扱の対象となる商品の範囲と必ずしも同じではありません。本来、上記のような法定事項も、当事者がその自由意思により契約に定めるかどうかを取り決めれば足り、届出制度の根本的な要請として、契約当事者や許諾商標を特定すること等が求められるのは別論、上記の全ての事項の約定がないと、更にはその内容まで厳格に指定するという行政事務の扱いは行政権行使がその法目的に対して最小であることを求めるいわゆる比例原則に反する扱いのように思えます。しかし、中国では、商標局だけでなく、各行政機関は、一定の裁量権行使を前提とする「認可」等の行政行為のみでなく、登記や届出といった本質的に行政裁量権が問題とならないような行政事務においても、例えば、提出された契約の内容について行政機関としての指導を実施したり、当該指導に従わない場合には、登記・届出申請を受理しない等の不利益な扱いをしたりといった対応が見られます。様々な理由があると思うものの、①他の関連規範の実現を届出等の手続過程で要求して規範を浸透させること、②行政事務を画一的、機能的に行い、不公正又は不公平な行政事務処理がなされないようにすること等の理由があるようです。将来的には、上記のような行政実務もおそらく変わっていく、即ち、認可等の行政行為が適用されない私人間取引については、行政機関の関与を少なくし、契約内容等については契約自由の原則に委ねることになると推測するものの、今しばらくの時間を要しそうです。

6 本ケースの検討

本ケースでは、B社は、以上に紹介した中国の関連法規の規定や商標局の届出実務に照らして適切な主張をしています。要求事項のうち、①は、合意事項として、商標標識の印刷・作成についてどのように処理するのかを適正に定めることが必要です。また、③については製品品質法等の強行法規の要請なので、その内容を簡潔に規定しておけば足りる。②については、登録商標のライセンサーが例えば第三者に対して品質監督責任を負うこと自体は、ライセンサーとライセンシーとの間の契約、即ち、両者間の相対的な債権債務関係によりこれを排除することができないので、A社が法定される品質監督責任を負うことを規定した上で、ライセンサーとライセンシーとの間の対内的な関係、即ち、B社が製造・販売した製品についてその品質の瑕疵により対外的に生じた損害の賠償責任をA社とB社がどのように分担するのか（例えば、B社が製品の製造者として一切の責任を負い、A社が第三者に対して損害を賠償した場合には、B社はA社が賠償した金額の全額を補償しなければならない等）をできる限り明確に約定しておくことが肝要だと思います。

以上

露木・赤澤法律事務所
 弁護士 赤澤 義文
 外国法研究員 張 欣

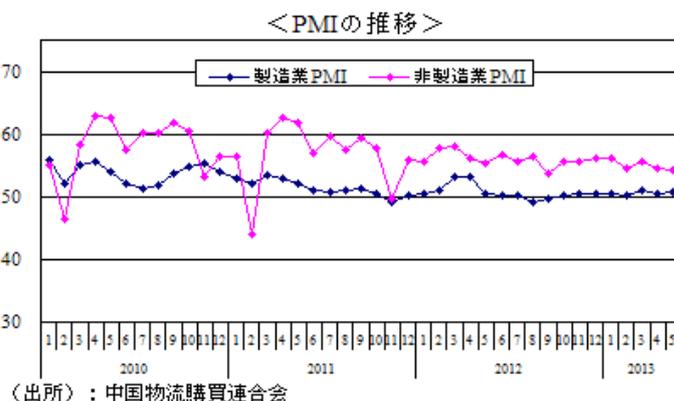
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆5月の製造業 PMI 指数 50.8 前月より 0.2 ポイント上昇

中国物流購買連合会の1日の発表によると、5月の製造業 PMI 指数は前月比+0.2 ポイントの 50.8 と小幅に上昇し、8ヶ月連続で景況感の分岐点となる 50 を上回った。主要項目のうち、生産高指数は前月比+0.7 ポイントの 53.3 と伸びが加速した。新規受注指数は同+0.1 ポイントの 51.8。輸入指数は同+1.6 ポイントの 50.3 に上昇し、12ヶ月ぶりの 50 超えとなった。一方、輸出受注指数は同+0.8 ポイントの 49.4 に上昇したものの、2ヶ月連続で 50 を下回り、依然として力強さに欠けている。同連合会は、5月の PMI 指数が小幅に上昇したことから、足元の経済情勢は穏やかながらも概ね上昇基調にあるとの見方を示す一方、今年に入ってからの PMI の推移を見ると、今後も経済成長に向けてより一層の基礎固めが必要だと指摘している。5月の非製造業 PMI 指数は前月比▲0.2 ポイントの 54.3 となり、2ヶ月連続で前月比マイナスとなったものの、下落幅は前月の▲1.1 ポイントから縮小している。



◆IMF 2013 年中国の GDP 成長率予測 7.75%に下方修正 貸出のコントロールが最優先課題

国際通貨基金 (IMF) は 5 月 29 日、2013 年の中国の GDP 成長率について、政府目標の 7.5%を上回る 7.75% 前後に達するとの予測を示したものの、これまでの 8%の予想を下方修正した。中国経済は大きな課題に直面しており、具体的には、足元の貸出の急激な伸びが、投資の質と債務返済能力に対する懸念を呼ぶとしており、貸出総量の慎重なコントロールが中国政府にとって最優先課題であると指摘している。こうした措置は、短期的に経済活動の低迷につながる可能性があるが、持続可能な成長路線への転換に有効と提言している。また、成長率が今年目標である 7.5%を下回るようであれば、財政予算内での景気刺激策を発動させるべきで、具体的には、社会保険料の納付額の低減、補助金支給による消費刺激、社会的セーフティーネットの構築等、国民の所得と消費の拡大に軸足を置いた政策の推進が必要としている。なお、2014 年についても、これまでの 8.2%から 7.75%に予想を引き下げた。

◆増値税改革 8 月 1 日より全国で実施

財政部と国家税務総局は 5 月 24 日、上海市や北京市等で、交通運輸業や一部の現代サービス業を対象に実施されている、営業税を増値税に一本化する増値税制度改革について、8 月 1 日より全国で実施し、現代サービス業の適用範囲にラジオ・テレビ・映画作品の制作、配給、放送サービスを加えるとの通知を発表した。同通知によると、増値税課税対象の業種と税率は、有形資産リースサービス業 17%、交通運輸サービス業 (陸運、水運、空運、パイプライン輸送) 11%、有形資産リースサービス業を除く現代サービス業 (研究開発・技術、情報技術、文化創意、ラジオ・テレビ・映画作品の制作、配給、放送等) 6%、国際運輸サービス等の財政部と国家税務総局が定める業種は 0%となっている。

◆人力資源社会保障部 2012 年度統計公報を発表 2012 年の就業者 前年比 284 万人増の 7 億 6,704 万人

人力資源社会保障部の 5 月 28 日、雇用や社会保障に関する 2012 年度統計公報を発表した。2012 年末時点における全国の就業者数は、前年比+284 万人の 7 億 6,704 万人となった。産業別の構成比では、第一次産業の就業者の全体に占める割合が前年の 34.8%から 33.6%に減少し、引き続き減少傾向にあることが示された。これに対し、第二次産業は前年の 29.5%から 30.3%に、第三次産業は 35.7%から 36.1%へといずれも拡大し、共に増加が続いている。全国の就業者のうち、都市部における就業者数は前年比+1,188 万人の 3 億 7,102 万人に達した。2012 年末の都市部の登録失業者数は 917 万人、失業率は 3 年連続 4.1%で推移している。社会保険の加入状況については、年金 (前年比+2,036 万人)、医療 (同+6,298 万人)、失業 (同+908 万人)、労災 (同+1,314 万人)、出産 (同+1,537 万人) といずれも前年比増加しており、社会保障システムの構築事業が大きな発展を遂げたとコメントしている。

◆2012年農民工モニタリング調査 農民工が高齢化傾向に

国家統計局が5月27日に発表した農民工（農業以外に従事する農村出身労働者）モニタリング調査によると、2012年の全国の農民工総数は前年比+3.9%の2億6,261万人に達したものの、伸び率は2010年の+5.4%をピークに下落していることが明らかになった。農民工の年齢別割合を見ると、16-20歳が前年の6.3%から4.9%へ、21-30歳が32.7%から31.9%へ、31-40歳が22.7%から22.5%へといずれも減少し、若年農民工の割合が年々低下傾向にあるのに対し、41-50歳は24.0%から25.6%へ、50歳以上は14.3%から15.1%へと増加しており、農民工の高齢化が進みつつある現状が窺える。就業地域別では、東部地域の農民工数が前年比+3.7%の1億1,191万人、中部地域が同+4.0%の8,256万人、西部地域が同+4.1%の6,814万人と、農民工の数では依然として東部が最大となっているものの、伸び率は前年に続き中西部が東部を上回っている。また、農民工の就業先別では、戸籍地外で働く農民工は1億6,336万人で、うち、戸籍地のある省内で就業する農民工は前年比+3.6%の8,689万人で、全体に占める割合は53.2%と、2011年の52.9%に続いて拡大しており、戸籍地の省内に留まって働く農民工が増加傾向にあることが示された。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2013.05.27	6.1316	6.1210~6.1316	6.1211	-0.0105	6.0620	0.0342	0.78849	-0.0011	7.9235	-0.0312	4.0900	2400.14	4.78
2013.05.28	6.1225	6.1214~6.1247	6.1215	0.0004	5.9888	-0.0732	0.78851	0.0000	7.9037	-0.0198	3.5000	2429.76	29.62
2013.05.29	6.1270	6.1265~6.1379	6.1267	0.0052	6.0213	0.0325	0.78916	0.0006	7.8944	-0.0093	3.9000	2432.60	2.84
2013.05.30	6.1260	6.1260~6.1335	6.1309	0.0042	6.0929	0.0716	0.78981	0.0007	7.9599	0.0655	4.1000	2426.04	-6.56
2013.05.31	6.1307	6.1283~6.1421	6.1345	0.0036	6.1110	0.0181	0.79034	0.0005	7.9974	0.0375	4.7800	2408.25	-17.79

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～堅調に推移するも、上値は抑えられる見込み～

人民元は6.13台前半で寄り付いた後、事実上の切り上げを行った2005年以降の高値を更新する6.1210まで上昇した。中国人民銀行が設定する対ドル基準値が27日にこれまでの高値を更新する6.1811へ設定されたことを受けたものだが、基準値比0.9%を超える上昇を示現するなど、人民元需要の強さは不変であった。しかし、週後半に入ると安値6.1379まで軟化する場面もみられるようになった。また、30日には対ドル基準値が27日の水準に迫る6.1820へ設定されたにもかかわらず、6.13挟みの推移に終始。本日(31日)も対ドル基準値は最高値を更新する6.1796へ設定されたが、6.14台前半へ軟化する場面もみられた。本稿執筆時点では6.13台後半で推移している。変動許容幅上限付近で膠着する状況が続いていたこれまでの状況に変化も見られるようになった。

今週は、経済協力開発機構(OECD)、国際通貨基金(IMF)が世界景気の回復の遅れを受けた国内外の需要の伸び悩みなどを背景に、相次いで中国の経済成長見通しの下方修正を発表した。OECDは2013年の実質GDP成長率を従来の8.5%から7.8%へ、IMFは8%から7.75%へそれぞれ引き下げている。足もとの経済指標も弱い結果が目立つようになってきており、先週HSBCが発表した5月の製造業PMI速報値も、景況の分岐である50を10月以来7ヶ月ぶりに割り込んだ。来週、国家統計局が発表する製造業PMIも前月から小幅に低下する見込みとなっている。

来週1日には、国家外為管理局が5月5日に発表した外貨資金の流入に関する規制が施行され、金融機関の外貨ポジション厳格化、貿易取引による外貨資金流入に関する管理強化が実施されることとなる。これにより、金融機関が持ち高の解消のためにドル買い中国人民元売りに動くと思われるほか、これまで可能性が指摘されてきた、輸出取引を装った投機資金(ホットマネー)の流入減少により、人民元の上昇の勢いは弱まるとみられる。来週の人民元は上値の重い展開となろう。なお、7、8日には習近平国家主席の訪米が予定されている。オバマ米大統領と会談する予定だが、会談内容はサイバー攻撃や北朝鮮情勢などが中心となり、為替についての話は表向きはなされない見込みとなっている。

(5月31日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。